

旅客連絡運輸規則（昭和 62 年 4 月 西日本旅客鉄道株式会社公告第 17 号）の一部を次のように改正し、2025 年 4 月 1 日から施行します。

2025 年 2 月 25 日

現行	改正
(適用範囲) 第 1 条 西日本旅客鉄道株式会社（以下「当社」という。）の経営する鉄道と当社の管内に所在する連絡会社の経営する鉄道・軌道・航路又は自動車線との間の旅客の連絡運輸並びに当社線、当社を除く旅客会社の経営する鉄道と当社を除く旅客会社の管内に所在する連絡会社の経営する鉄道・軌道・索道・航路又は自動車線との間の旅客の連絡運輸（以下これらを「連絡運輸」という。）については、別に公告する場合を除いて、この規則を適用する。 2 当社と連絡運輸を行う連絡会社・経由運輸機関名及び区間・接続駅・乗車券類の種別及び特殊取扱事項は、一時限りの連絡運輸を除いて、別表に定める。 (注) 別に公告するもののおもなものは、次の各号に掲げるとおりである。 (1) 身体障害者旅客運賃割引規則（昭和62年 4 月 西日本旅客鉄道株式会社公告第 7 号） (2) 戦没者遺族旅客運賃割引規則（昭和62年 4 月 西日本旅客鉄道株式会社公告第10号） (3) 知的障害者旅客運賃割引規則（平成 3 年11月 西日本旅客鉄道株式会社公告第48号） 第 1 条の 2 日田彦山線 B R T 添田・日田間の一部又は全部の区間を乗車する旅客の取扱いは、別に定める。 (中略) (乗車券の有効期間) 第 75 条 乗車券の有効期間は、別に定める場合を除いて、次の各号による。 (1) 普通乗車券 イ 片道乗車券 (イ) 一般の場合 a J R 自動車線にまたがるものを除き、旅客会社の営業キロと連絡会社の営業キロ程（旅客運賃計算キロ程の定めのあるときはそのキロ程、旅客規則第14条、第69条から第71条まで、第86条及び第87条の規定により旅客会社線の旅客運賃を計算するときは、同第154条第 2 項に規定する営業キロ。	(適用範囲) 第 1 条 西日本旅客鉄道株式会社（以下「当社」という。）の経営する鉄道と当社の管内に所在する連絡会社の経営する鉄道・軌道・航路又は自動車線との間の旅客の連絡運輸並びに当社線、当社を除く旅客会社の経営する鉄道と当社を除く旅客会社の管内に所在する連絡会社の経営する鉄道・軌道・索道・航路又は自動車線との間の旅客の連絡運輸（以下これらを「連絡運輸」という。）については、別に公告する場合を除いて、この規則を適用する。 2 当社と連絡運輸を行う連絡会社・経由運輸機関名及び区間・接続駅・乗車券類の種別及び特殊取扱事項は、一時限りの連絡運輸を除いて、別表に定める。 (注) 別に公告するもののおもなものは、次の各号に掲げるとおりである。 (1) 身体障害者旅客運賃割引規則（昭和62年 4 月 西日本旅客鉄道株式会社公告第 7 号） (2) 戦没者遺族旅客運賃割引規則（昭和62年 4 月 西日本旅客鉄道株式会社公告第10号） (3) 知的障害者旅客運賃割引規則（平成 3 年11月 西日本旅客鉄道株式会社公告第48号） (4) 精神障害者旅客運賃割引規則（2024年12月西日本旅客鉄道株式会社公告第 9 号） 第 1 条の 2 日田彦山線 B R T 添田・日田間の一部又は全部の区間を乗車する旅客の取扱いは、別に定める。 (中略) (乗車券の有効期間) 第 75 条 乗車券の有効期間は、別に定める場合を除いて、次の各号による。 (1) 普通乗車券 イ 片道乗車券 (イ) 一般の場合 a J R 自動車線にまたがるものを除き、旅客会社の営業キロと連絡会社の営業キロ程（旅客運賃計算キロ程の定めのあるときはそのキロ程、旅客規則第14条、第69条から第71条まで、第86条及び第87条の規定により旅客会社線の旅客運賃を計算するときは、同第154条第 2 項に規定する営業キロ。

以下、この章において同じ。)を通算し、旅客規則第154条第1項第1号イ本文の規定によつて算定する。

- b JR自動車線にまたがる場合の有効期間は、次の各号の期間を合算したものとする。ただし、全区間のキロ程が100キロメートルまでのときは、1日とする。

(一) JR自動車線以外の区間 aの規定により算定した期間

(二) JR自動車線区間 1日

- (ロ) 東京、大阪、福岡、新潟又は仙台付近旅客会社線大都市近郊区間と、この区間に接続する連絡会社線との場合

東京、大阪、福岡、新潟又は仙台付近旅客会社線大都市近郊区間と、この区間に接続する次に掲げる連絡会社線との相互間に発着する場合の有効期間は、(イ)の規定にかかわらず、1日とする。

- a 東京付近東日本旅客鉄道株式会社線大都市近郊区間に接続する連絡会社線

秩父鉄道株式会社線

わたらせ渓谷鐵道株式会社線

ひたちなか海浜鐵道株式会社線

関東鐵道株式会社線

真岡鐵道株式会社線

銚子電氣鐵道株式会社線

鹿島臨海鐵道株式会社線

小湊鐵道株式会社線

東葉高速鐵道株式会社線

新京成電鉄株式会社線

東武鐵道株式会社線

京成電鉄株式会社線

西武鐵道株式会社線

東京地下鉄株式会社線

東京臨海高速鐵道株式会社線

東京モノレール株式会社線

小田急電鉄株式会社線

京王電鉄株式会社線

東急電鉄株式会社線

京浜急行電鉄株式会社線

相模鐵道株式会社線

株式会社小田急箱根線

伊豆急行株式会社線

富士山麓電氣鐵道株式会社線

アルピコ交通株式会社線

以下、この章において同じ。)を通算し、旅客規則第154条第1項第1号イ本文の規定によつて算定する。

- b JR自動車線にまたがる場合の有効期間は、次の各号の期間を合算したものとする。ただし、全区間のキロ程が100キロメートルまでのときは、1日とする。

(一) JR自動車線以外の区間 aの規定により算定した期間

(二) JR自動車線区間 1日

- (ロ) 東京、大阪、福岡、新潟又は仙台付近旅客会社線大都市近郊区間と、この区間に接続する連絡会社線との場合

東京、大阪、福岡、新潟又は仙台付近旅客会社線大都市近郊区間と、この区間に接続する次に掲げる連絡会社線との相互間に発着する場合の有効期間は、(イ)の規定にかかわらず、1日とする。

- a 東京付近東日本旅客鉄道株式会社線大都市近郊区間に接続する連絡会社線

秩父鐵道株式会社線

わたらせ渓谷鐵道株式会社線

ひたちなか海浜鐵道株式会社線

関東鐵道株式会社線

真岡鐵道株式会社線

銚子電氣鐵道株式会社線

鹿島臨海鐵道株式会社線

小湊鐵道株式会社線

東葉高速鐵道株式会社線

東武鐵道株式会社線

京成電鉄株式会社線

西武鐵道株式会社線

東京地下鉄株式会社線

東京臨海高速鐵道株式会社線

東京モノレール株式会社線

小田急電鉄株式会社線

京王電鉄株式会社線

東急電鉄株式会社線

京浜急行電鉄株式会社線

相模鐵道株式会社線

株式会社小田急箱根線

伊豆急行株式会社線

富士山麓電氣鐵道株式会社線

アルピコ交通株式会社線

伊豆箱根鉄道株式会社線

(以下略)

伊豆箱根鉄道株式会社線

(以下略)